

防府市木材利用促進基本方針

平成 25 年 3 月 26 日策定

令和 5 年 6 月 29 日改訂

第 1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、山口県の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（令和 4 年 3 月）に即して策定するものであり、建築物等における木材利用の促進の意義、公共建築物等における木材利用の目標、木材の利用を推進すべき公共建築物等、木材の利用促進に向けた取組、その他木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第 2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材」とは原則として、防府市内から産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、県産木材とする。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐久上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に地域材を使った新築及び増改築とする。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材を用いることとする。

第 3 建築物等における木材利用の促進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

(1) 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提

供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

(2) 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第4 公共建築物における木材の利用目標

1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、木材利用による効果等を含め総合的に判断し、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下の施設の木造化を積極的に促進する。また、木造化が困難な場合においても、内装等に積極的に地域材を使った木質化に努める。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより木造化することが困難な施設

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により木造化することが困難な施設

(3) その他木造化することに困難な理由があるもの

2 市が公共建築物等に導入する備品・家具等は可能な限り木材製品とするように努める。

3 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図るものとする。

第5 木材の利用を推進すべき公共建築物等

木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、県の方針に即して可能な限り地域材の利用に努める。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

(2) その他、公共の用に供する工作物等

第6 木材の利用促進に向けた取組

1 市の取組

市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、県及びその他の関係機関の協力も得つつ、地域材利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

(1) 木材の供給体制の整備

(2) 木材の調達方法等に関する情報の収集・提供など

(3) 木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第7 その他木材の利用を推進する上で必要な事項

木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

付 則

この基本方針は、平成25年 4月 1日から施行する。

付 則

この基本方針は、令和 5年 7月 1日から施行する。